

収
入
印
紙

町 営 住 宅 使 用 請 書

				入居年月日	年 月 日		
入 居 決 定 住 宅				入 居 者			
所 在 地	邑南町		番地	現 住 所	電 話 番 号	()	
					携 帯 電 話 番 号	()	
住 宅 名	町営住宅	団地	第 号	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日	
	(注)		面積		勤 務 先		
家 賃	円	敷 金	円	氏 名	印	勤 務 先	()
						電 話 番 号	()
連 帯 保 証 人				連 帯 保 証 人			
現 住 所				現 住 所			
フリガナ				フリガナ			
氏 名	印			氏 名	印		
生 年 月 日	年 月 日	入居者との 関 係		生 年 月 日	年 月 日	入居者との 関 係	
自 宅 電 話 番 号	()			自 宅 電 話 番 号	()		
携 帯 電 話 番 号	()			携 帯 電 話 番 号	()		
勤 務 先		職 業		勤 務 先		職 業	
勤 務 先	()	月 収	円	勤 務 先	()	月 収	円
電 話 番 号				電 話 番 号			
緊 急 連 絡 先	連絡先住所			電 話 番 号	()		
	氏 名			入居者との関係			

入居者は、上記住宅の入居の決定を受けた上は、公営住宅法、邑南町町営住宅管理条例及びこれに基づく命令を固く守ります。
連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

年 月 日
邑南町長 様

備考

- 1 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。
 - 2 連帯保証人は、市町村の発行する所得証明書を添付してください。
なお、市町村の所得証明書が取れない方は勤務先の所得に関する証明書を添付してください。
- (注) 条例第50条の規定による使用の場合は、住宅名欄に「(みなし特定公共賃貸住宅)」と付記すること。

記

- 1 家賃は、邑南町町営住宅管理条例及び同条例施行規則で定める方法により、算定された家賃を承諾する。
- 2 連帯保証人は、使用者と共に連帯責任を有することを諾約し使用者の一切の行為、不行為に基づく負担を支弁すること。
- 3 使用者が遵守すべき主な事項
 - 「入居者のしおり」に掲載してある修理項目の修理を行うこと。
 - 使用者の責任で住宅や付帯施設を滅失したり、き損したときの原状回復義務を履行すること。
 - 同居親族に異動が生じた場合や、連帯保証人が欠け、又は保証能力が無くなったときは、10日以内に役場へ届け出ること。
 - 団地内の共同生活の秩序を維持するため「入居者のしおり」に掲載してある事項を守ること。
- 4 禁止事項
 - 住宅の転貸、用途変更、模様替え、増改築などすること。
 - 同居を認められている以外の者を同居させること。
 - 入居の権利を承継させること。
- 5 明渡を命じられる場合
 - 入居申込書等入居手続に不正があった場合
 - 家賃を3月以上滞納したとき。
 - 正当な事由によらないで、15日以上住宅を使用しない場合
 - 住宅又は、共同施設を故意にき損した場合
 - 入居中の町営住宅を除去する場合
 - 承認を受けずに禁止行為を行った場合
- 6 明渡の使用者の遵守事項
 - 所定の明渡書類の提出
 - 家賃、電気、ガス、水道、下水道等の使用停止届と使用料の納付、共益費の支払を済ませる。
 - 原則として、畳の表替え若しくは裏返し、障子、襖の張替をし、明渡検査を受け、係員の指示する修繕等を済ませる。
 - 模様替え、増改築等を行っているものは原状に回復する。
 - 明渡検査までに、住宅内外の清掃をしておく。
- 7 その他町営住宅管理条例及び同施行規則並びに町営住宅入居者のしおり等を固く遵守するとともに住宅監理員の指示に従うこと。

